

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 23 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 19 日から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 22 日 午後 1 時 00 分 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 5 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 5 日 午後 5 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 590, 000 1, 272, 000	一括	318, 000	34, 485	0
1	1, 030, 000				
2	560, 000				
</					

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 |
| | 地 番 | 4 4 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 4 4 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 4 4 9 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造珪鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2 . 9 7 平方メートル
2 階 2 4 . 0 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 4 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 |
| | 地 番 | 4 4 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 4 4 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 4 4 9 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2 . 9 7 平方メートル
2 階 2 4 . 0 0 平方メートル |



令和6年(ヌ)第31号
令和6年9月20日受理
令和6年10月31日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 狩 俣 辰 男 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 前橋市富士見町田島字長泉寺
地 番 4 4 9 番 3
地 目 宅地
地 積 3 8 6 . 0 0 平方メートル
- 2 所 在 前橋市富士見町田島字長泉寺 4 4 9 番地 3
家屋 番号 4 4 9 番 3
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 2 . 9 7 平方メートル
2 階 2 4 . 0 0 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県前橋市富士見町田島449番地3（住居表示未実施）		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本件土地上に物置等が複数ある（詳細は「執行官の意見」欄記載のとおり）。 ☒ 本件土地上是樹木及び雑草が繁茂している（写真①⑭参照）。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本件建物には雨漏り箇所が複数ある（写真⑤参照）。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者)	1 本件建物に住んでいるのは私一人です。 2 本件建物には雨漏り箇所が複数あります。 3 本件建物は私の実家ですが、私が別のところで親の介護をしていたので七年くらい空き家の時期がありました。 私が本件建物に住み始めてから二、三年になります。 4 本件土地にある物置はいずれも土地に定着していません。 ブロックの上に設置している給湯器庫の中には給湯器がありますが、壊れていて使えません。 5 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 6 近隣から異臭騒音はありません。 7 現在生活保護を受けているので車は持っていません。 以 上

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2 売却対象範囲

本件土地には以下の物置及び給湯器庫があるが、いずれも土地に定着していないことから売却対象外の動産となる。

- (1) 物置ア (鉄パイプ製、約 16 m²、写真⑨)
- (2) 物置イ (鉄パイプ製、約 3 m²、写真⑩)
- (3) 物置ウ (スチール製、約 2 m²、写真⑪)
- (4) 物置エ (スチール製、約 3 m²、写真⑫)
- (5) 給湯器庫オ (スチール製、約 2 m²、写真⑬)

3 その他

前橋地方法務局で確認したところ、本件土地には本件建物以外の登記ある建物は存在しなかった。

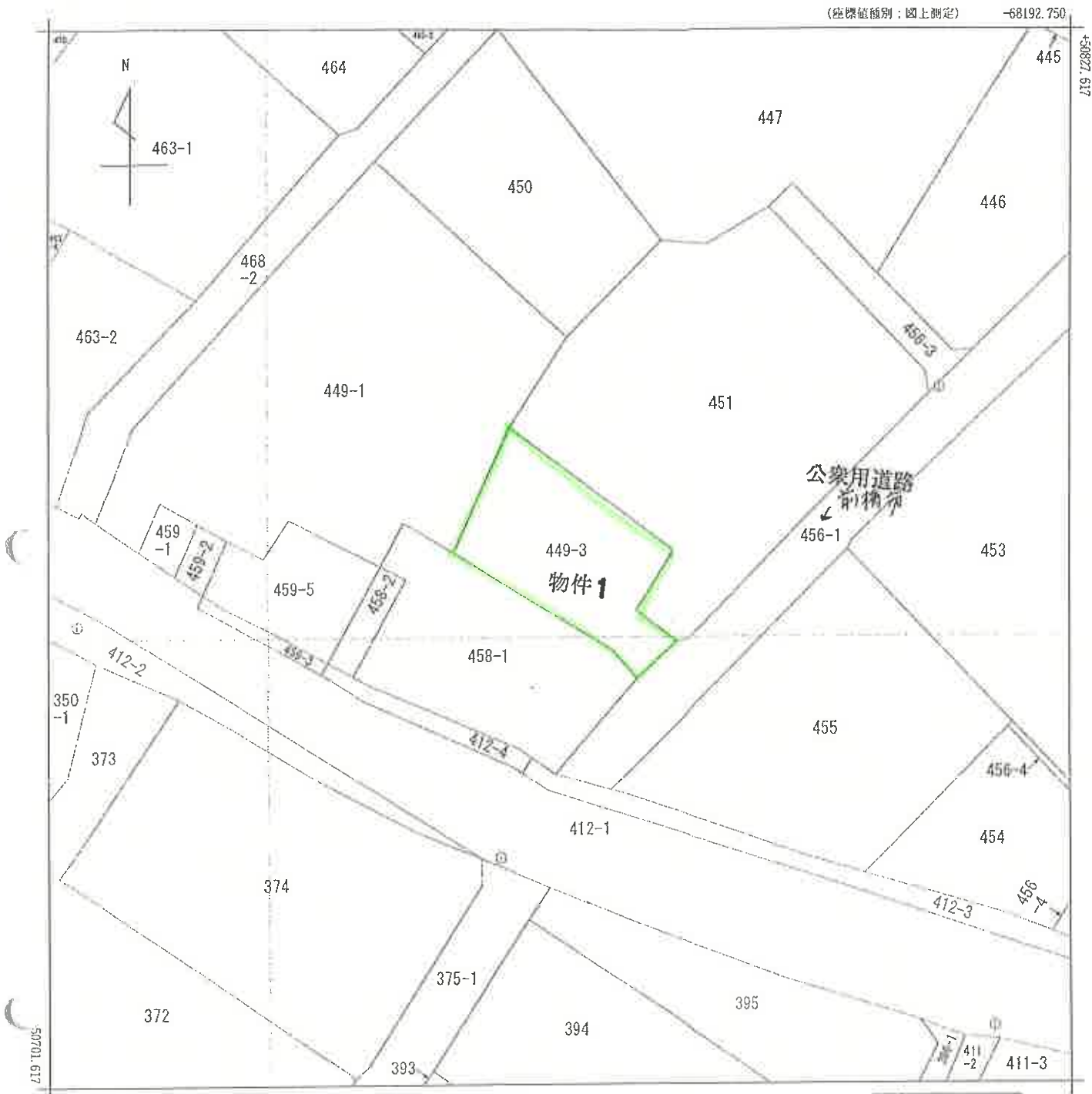
以 上

(調査の経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和6年9月26日(木) 12:25 - 12:40	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☒ 事務連絡投函 ☒ 近隣者から聴取
令和6年9月26日(木) 13:42 - 13:43	前橋市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請(なし) ☒ 土地家屋現況図交付申請(9月27日受領) ☐
令和6年9月26日(木) 13:57 - 14:04	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査 ☐
令和6年10月10日(木) 9:50 - 10:40	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ 債務者から聴取 ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
年 月 日() -		☐ ☐ ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和6年10月10日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyuoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
富士見町田島

請求部	所在	前橋市富士見町田島字長泉寺				地番	449番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局管轄)

令和6年7月22日

さいたま地方法務局

登記官

地図整理番号：M86447

(1/1)

A3をA4に縮小コピー

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(前橋地方事務所管轄)

令和6年7月22日

さいたま地方事務所

登記簿

(7枚目)

A3をA4に縮小コピー

地図整理番号：M86448

建物階平面図

2178634

家屋番号 449~3

建物の所在 埼玉県さいたま市大宮区長崎寺449番地~3
前橋市富士見町田島

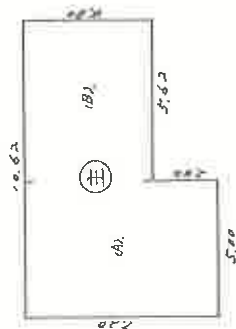
製作年月日
昭和48年11月27日

製作者

申請人

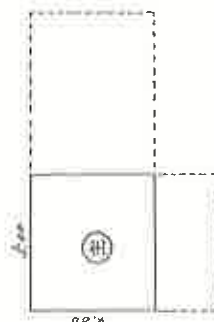


1階平面図



求積
 $(A) 7.20 \times 5.00 = 36.00$
 $(B) 5.62 \times 4.80 = 26.976$
床面積 $62.976 m^2$

2階平面図



求積
 $5.00 \times 4.80 = 24.00$
床面積 $24.00 m^2$

日本土地家屋調査士会連合会用紙

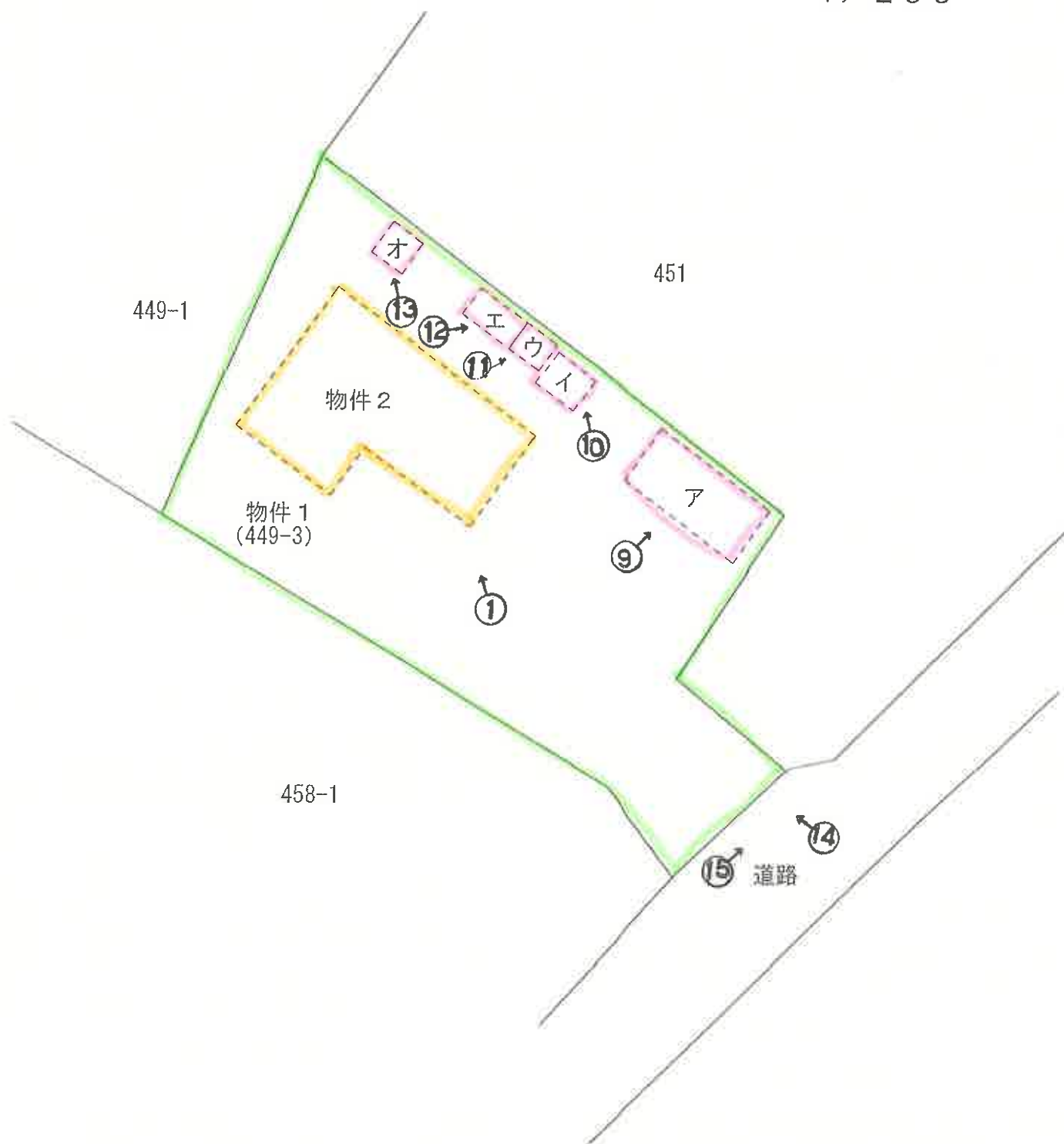
縮尺 1/200 1/500

(日調連15)

土地建物位置関係図



1 / 250

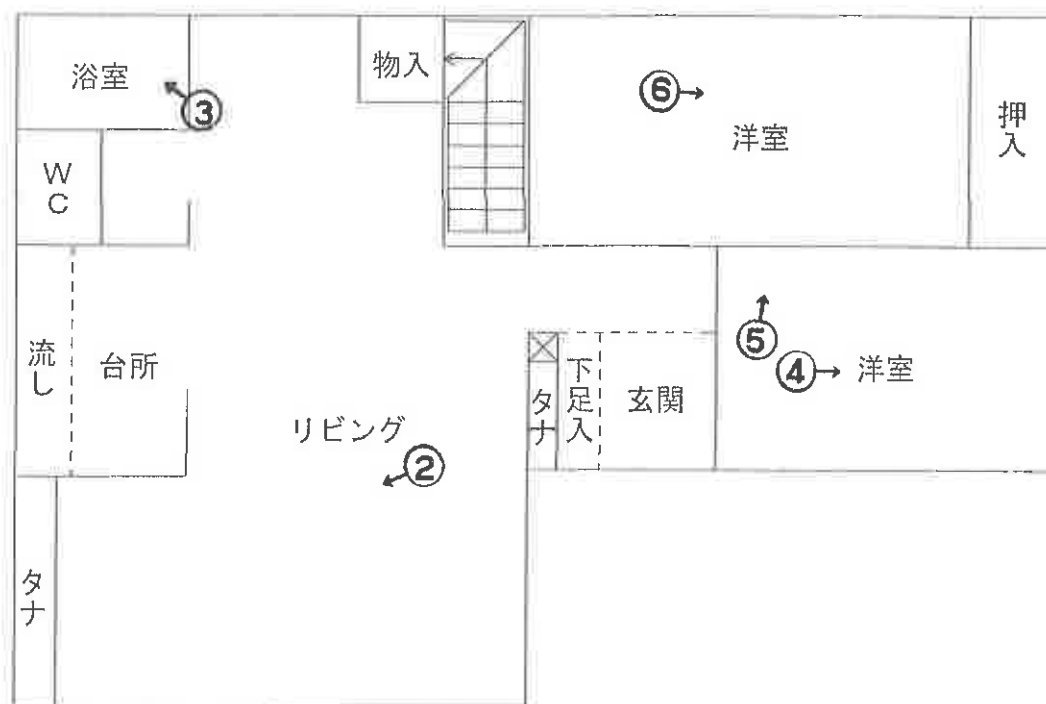


ア	鉄パイプ製物置	約 16㎡
イ	鉄パイプ製物置	約 3㎡
ウ	スチール製物置	約 2㎡
エ	スチール製物置	約 3㎡
オ	スチール製給湯器庫	約 2㎡

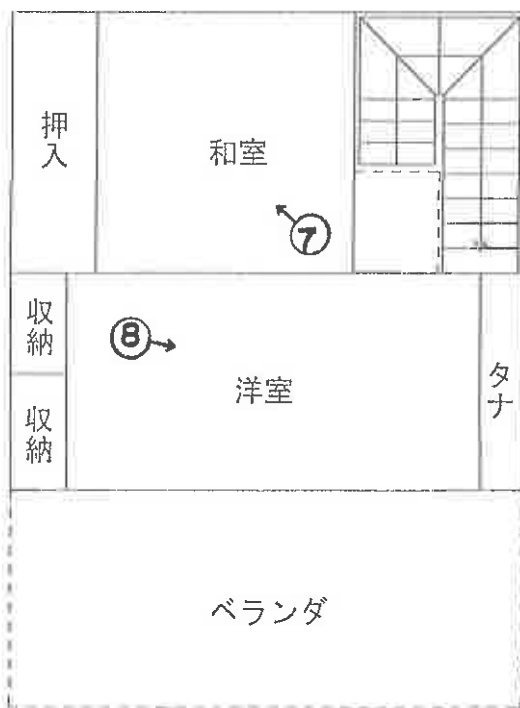
←○ 写真撮影位置・方向

建物間取図

1 F



2 F



(9 枚目)

←○ 写真撮影位置・方向



① 外観



② 1階リビング



③ 1階浴室



④ 1 階洋室



⑤ 1 階洋室雨
漏り跡



⑥ 1 階洋室



⑦ 2階和室



⑧ 2階洋室



⑨物置 (ア)



⑩物置（イ）



⑪物置（ウ）



⑫物置（エ）



⑬ 給湯器庫
(才)



本件建物

⑭ 敷地入り口
の状況

隣地（地番 4 5 1
番）



⑮ 道路

求 意 見 書

海老沼 宏 次 殿

令和 7 年 5 月 29 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 篠 陽 子

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から 8 日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
(2) 不相当である。

(3) その他

令和 7 年 5 月 29 日

評価人

海老沼 宏次

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 |
| | 地 番 | 4 4 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8 6 . 0 0 平方メートル |
-
- | | | | |
|---|-------|--------------------|------------------|
| 2 | 所 在 | 前橋市富士見町田島字長泉寺 | 4 4 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 4 4 9 番 3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造瓦鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 2 . 9 7 平方メートル |
| | | 2 階 | 2 4 . 0 0 平方メートル |

(別紙)

[illegible]

令和6年（ヌ）第31号
令和6年10月10日 現地調査
令和6年11月7日 評価

前橋地方裁判所 民事部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

海老沼 宏次

第1 評価額

一括価格	
金2,640,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,710,000円
物件2（建物）	金930,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほか物件の内部の確認が直接出来ないこと、引渡を受けるために法的手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

番号	所在等	登記	現況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	前橋市富士見町田島字長泉寺 4 4 9 番 3 宅地 386.00 平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	前橋市富士見町田島字長泉寺 4 4 9 番地 3 4 4 9 番 3 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 62.97 平方メートル 2 階 24.00 平方メートル	同左
特 記 事 項			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 上越線「八木原」駅 東方 約6,500m（道路距離） J R 両毛線「前橋」駅 北方 約8,800m（道路距離）	
付近の状況	本件土地は前橋市役所富士見支所の西方約350m付近に位置し、赤城山南面の緩やかな傾斜地勢の中にある郊外の住宅地域である。建物の集積度は低く、周辺には農地が広がる。近隣にコンビニやドラッグストアなどがあるため一定の生活利便性はあるが、過疎化が進行しつつあると見られ、現状維持ないしやや衰退傾向で推移すると予測する。	
主な公法上の規制等 （道路幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 70% 200% なし 田園居住地区
画地条件 （規模、形状等）	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	386.00㎡ 間口 約6m 奥行 約29m やや不整形 中間画地 画地の地勢はほぼ平坦
接面道路	南東側が幅員4.5m程度の舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件1は物件2の建物敷地として利用されている。建物の配置は附属資料土地建物位置関係図のとおり。隣接地は畑地などとなっている。	
供給処理施設	水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・ 上水道は連合管で引き込んでいる。 ・ 下水道として、農業集落排水が整備されている。 ・ 本件土地には樹木や雑草が管理不良の状態に繁茂しており、土地・建物の全景を伺うことが困難な状態にある。 ・ 本件土地上に、下記の売却対象外の工作物あり ア．鉄パイプ製物置（約16㎡）、イ．鉄パイプ製物置（約3㎡）、ウ．スチール製物置（約2㎡）、エ．スチール製物置（約3㎡）、オ．スチール製給湯器庫（約2㎡） ・ 現地調査における目視においては、直ちに土壤汚染を疑わせるような端緒は特に見当たらない。 ・ マッピングぐんまによると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地（前橋市0726遺跡）内に存しており、掘削を伴う工事を行う場合は文化財保護法93条1項の届出が必要になると思料する。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物		
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和48年10月1日新築（登記記載）	
	経 過 年 数	約51年	
	経 済 的 耐 用 年 数	約30年	
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	残価程度	
仕 様	構 造	軽量鉄骨造	
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板	
	外 壁	吹付タイル	
	内 壁	ビニールクロス貼り等	
	天 井	ビニールクロス貼り、杉柾目合板等	
	床	フローリング、カーペット等	
	設 備 そ の 他	電気、水道等 特になし	
床面積(現況)	1 階	2 階	延
	62.97 m ²	24.00 m ²	86.97 m ²
現況用途等	現 況 用 途	居宅	
	間 取 り	附属資料建物間取図のとおり	
品 等	中品等下位		
保守管理の状態	やや劣る状態にある。		
建物の利用状況等	建物所有者が本建物を住居として使用占有している。		
特記事項	前橋市建築指導課での調査によれば、建築確認の履歴はなかった。 所有者の陳述によれば、複数個所の雨漏りがあるとしている。 昭和48年建築の居宅であり、全体感として老朽化が進行しており、経済的価値は僅少と判断する。		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価 補正率	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	20,300	0.80	386.00	0.70	÷ 4,390,000

ア 標準価格（公示価格等からの規準）

基準地	前橋（県）－33
-----	----------

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準価格} \\ 23,100 \text{ 円/㎡} & \times & 99.6/100 & \times & 100/103 & \times & 100/110 & \times & 20,300 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正 : 公示地等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標 準 化 補 正 : 方位
- ◇ 地 域 格 差 : 公示地等は対象地域より環境条件等が+10%優ると判断した。

- イ 個 別 格 差 : ▲ 20% 方位、形状、土地の管理状況等
- ウ 地 積 : 登記数量を採用
- エ 建 付 減 価 補 正 : 建付減価率を-30%と判定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	符号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
		ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	主	—	86.97㎡	—	10,000

建物価格については、専ら観察減価法を適用し、上記の通り査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,390,000	0.35	法定地上権	÷ 1,540,000

イ 土地利用権等割合 : 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算(円) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正率 エ	競売 市場 修正率 オ	その他 の控除 減価率 カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	4,390,000	-1,540,000	—	1.0	0.6	—	= 1,710,000
2	10,000	+1,540,000	1.0	1.0	0.6	1.0	= 930,000
一括価格(合計)							2,640,000

ウ 占有減価 : 必要なし

エ 市場性修正率 : 必要なし

オ 競売市場修正率 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価率 : 必要なし

第6 参考価格資料

基準地価格 【 前橋（県）－33 】

所 在 : 前橋市富士見町田島字新井867番3
価 格 : 23,100 円/㎡
位 置 : JR両毛線「前橋」駅の北方約9,500m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 332 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南東5m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域・2中専（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に公共施設が介在し農地も見られる住宅地域

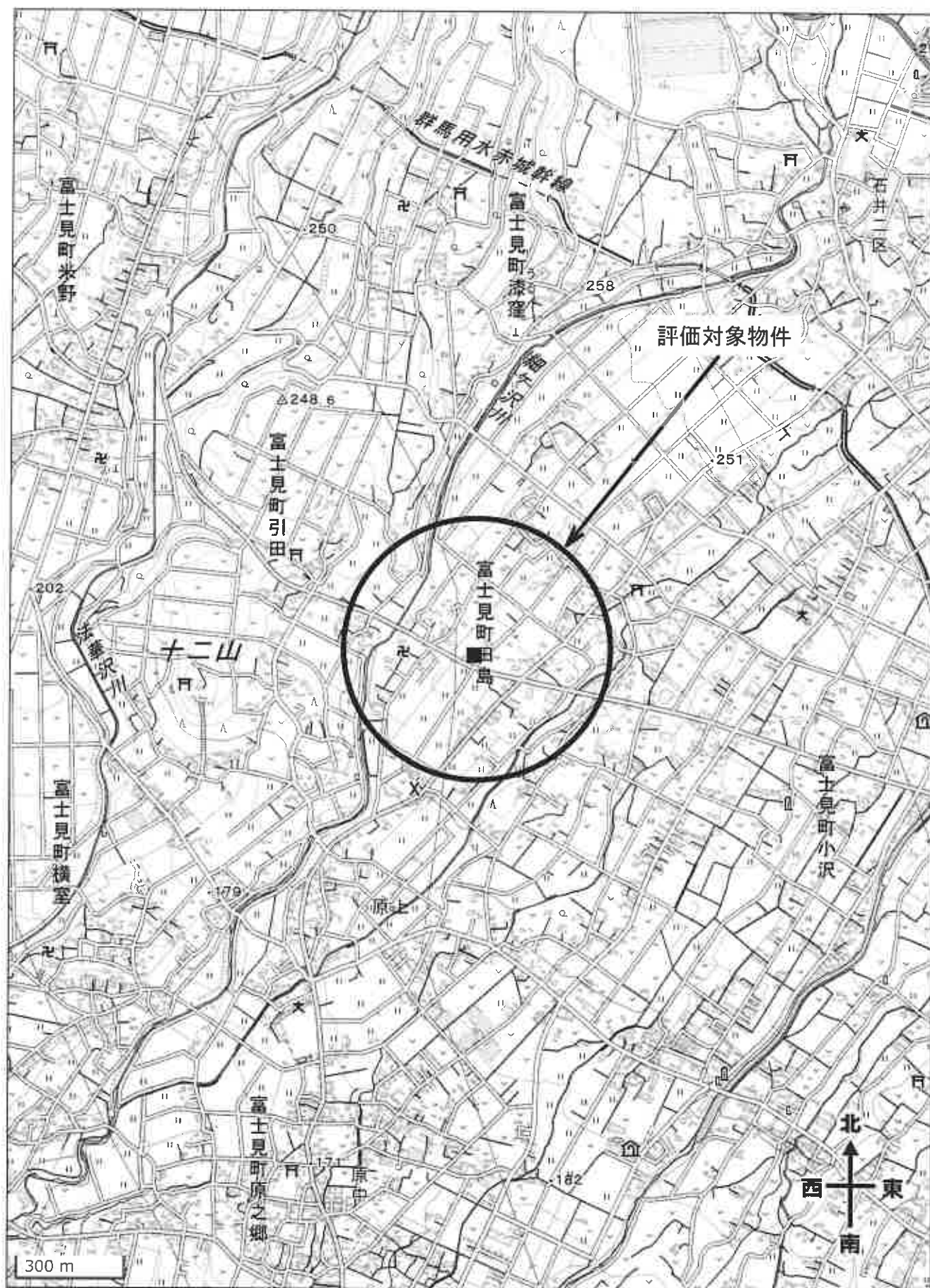
第7 附属資料の表示

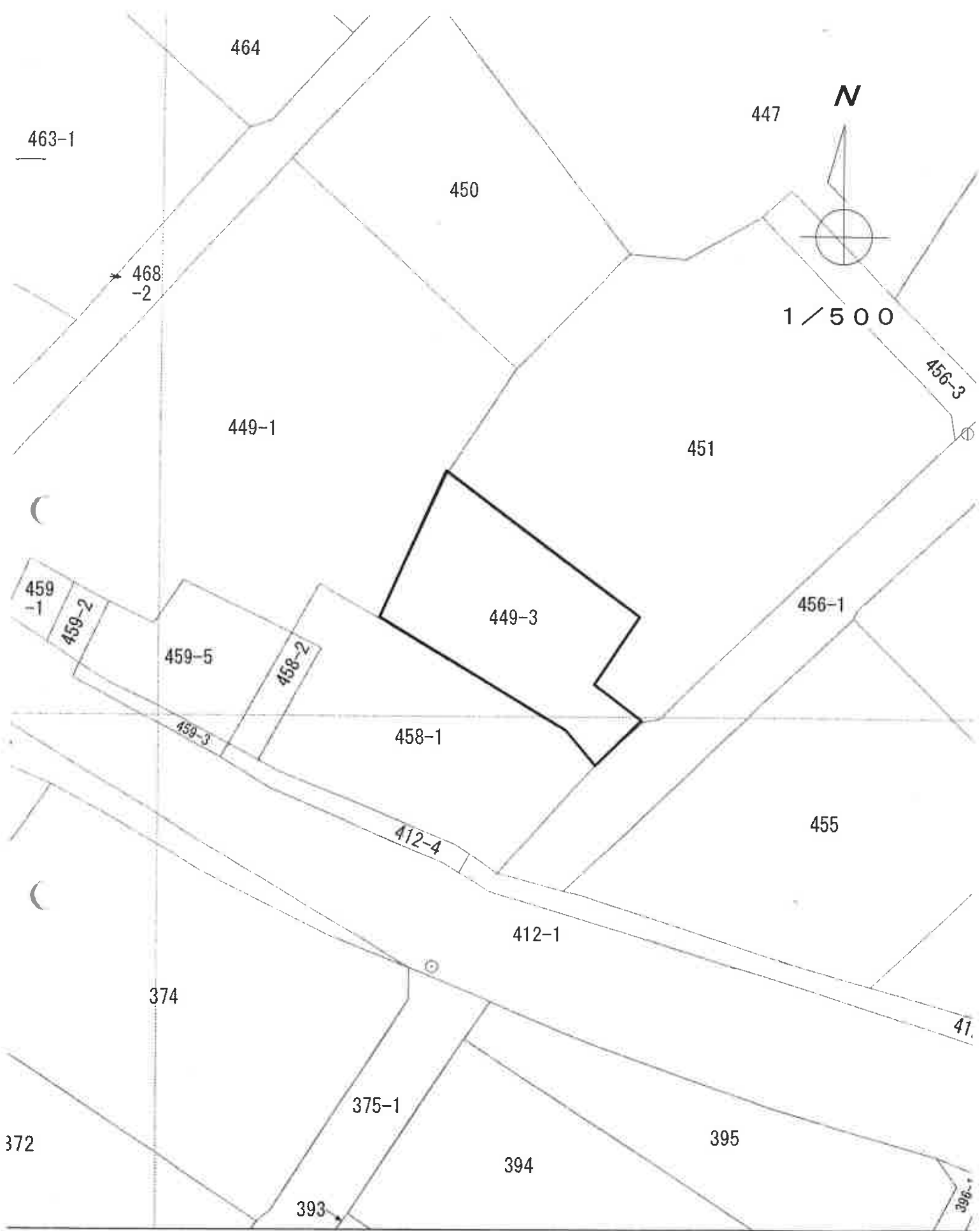
位置図

公図写

土地建物位置関係図

建物間取図





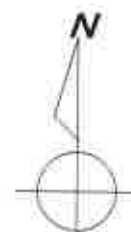
(座標値種別：図上測定)

地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

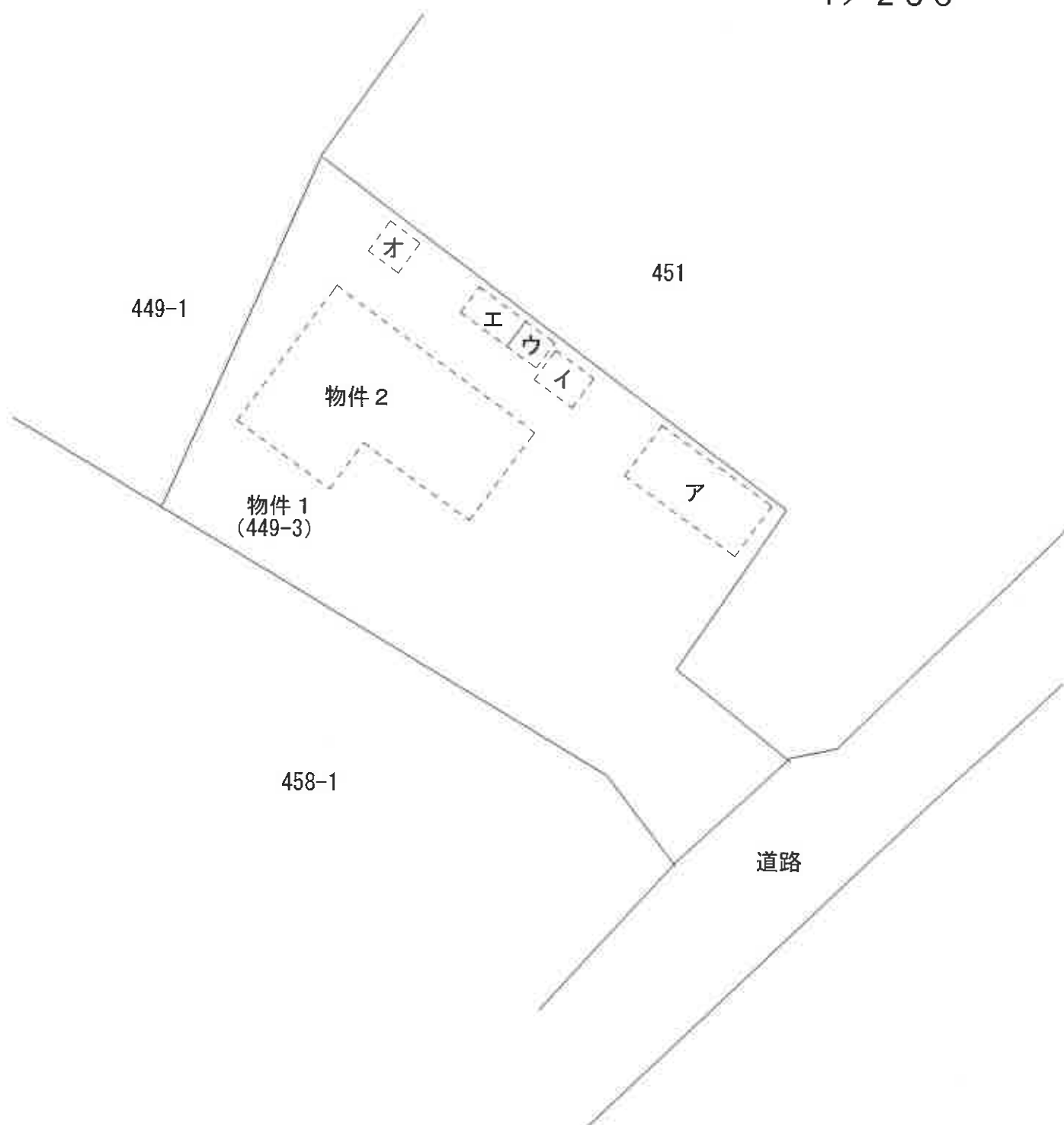
地番区域見出

富士

土地建物位置関係図



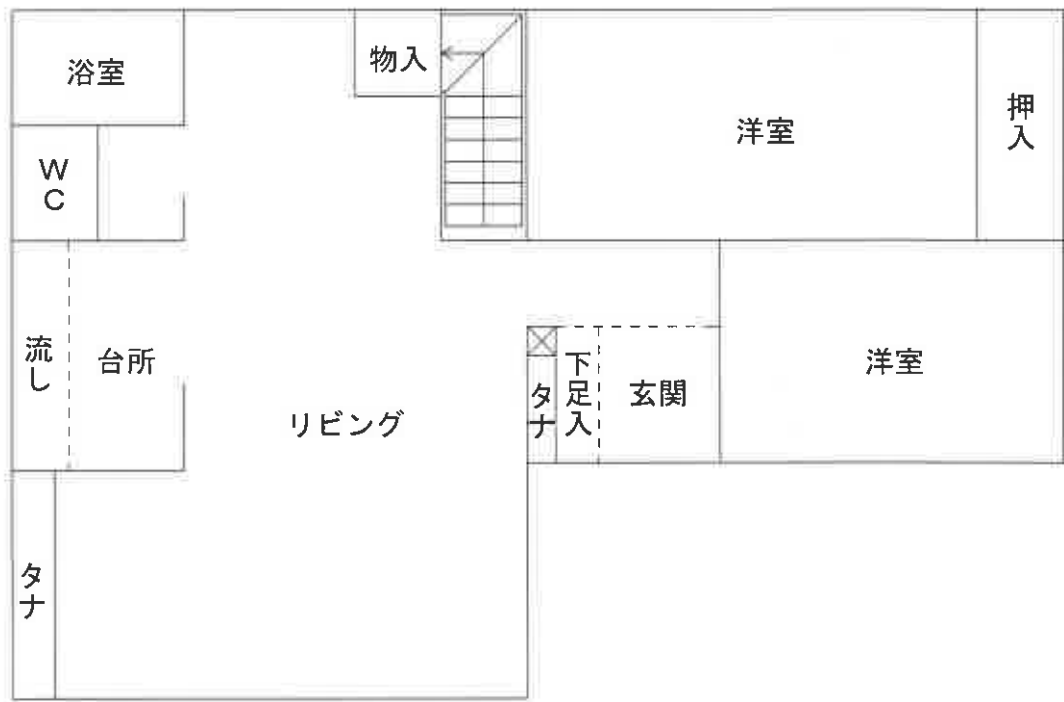
1 / 250



ア	鉄パイプ製物置	約 16 m ²
イ	鉄パイプ製物置	約 3 m ²
ウ	スチール製物置	約 2 m ²
エ	スチール製物置	約 3 m ²
オ	スチール製給湯器庫	約 2 m ²

建物間取図

1 F



2 F

